

京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻、講座及び部門)</p> <p>第5条 医学研究科の専攻、講座及び部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 (略)</p> <p>医科学専攻</p> <p>社会健康医学系専攻 (略)</p> <p>人間健康科学系専攻 <u>基礎看護学講座、臨床看護学講座、家族看護学講座、地域看護学講座、医療検査展開学講座、情報理工医療学講座、理学療法学講座、作業療法学講座、近未来システム・技術創造部門、産官学連携推進部門</u></p> <p>京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻 (専攻共通) 先端・国際医学講座</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(専攻、講座及び部門)</p> <p>第5条 医学研究科の専攻、講座及び部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 (同 左)</p> <p>医科学専攻</p> <p>社会健康医学系専攻 (同 左)</p> <p>人間健康科学系専攻 <u>先端基盤看護科学講座、先端中核看護科学講座、先端広域看護科学講座、先端理学療法学講座、先端作業療法学講座、基礎系医療科学講座、臨床系医療科学講座、理工系医療科学講座、近未来システム・技術創造部門</u></p> <p>京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻 (専攻共通) 先端・国際医学講座</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>